

発議案第 12 号

行政一般質問に係る誠実な答弁等を求める決議について

上記の議案を地方自治法第 112 条及び鴨川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 3 月 4 日提出

提出者 鴨川市議会議員 杉田 至

賛成者 鴨川市議会議員 川崎 浩之

// // 佐久間 章

行政一般質問に係る誠実な答弁等を求める決議（案）

議員の行政一般質問は、市長をはじめとした執行部に対して、事務の執行状況や将来の方針、課題などの行政全般について質問する最も大切な議員活動である。

この度行われた（令和6年第1回定例会）、行政一般質問の一部において、議員の通告に対し不誠実な答弁が執行部から為された。鴨川市議会会議規則に基づく期間内に具体的な質問内容を事前通告したにもかかわらず、質問の本旨に沿うものではなかった。

また、議長より質問内容に応じた答弁を促されたにも関わらず、これに応じることなく、同じ答弁に終始した。

行政一般質問は、自治体としての公式見解を求めるものであり、答弁内容は執行部側が質問の趣旨を理解し、「問われた」内容と噛み合う答弁を行うことが求められる。しかし、今回はそのような努力は感じられず遺憾と言わざるを得ない。

もとより二元代表制と言われる地方自治体の執行機関と議決機関は、それぞれが住民を代表する対等な機関として、相互に抑制と均衡を図りながら、住民福祉の向上に努めてきた。昨年の5月には地方自治法の一部を改正する法律が施行され、改めて議会の役割と議員の職責等が明記されたところでもある。

主権を有する市民参画のもと、市民の意思に基づく適正かつ公正な市政運営こそが地方自治の本旨に即した住民自治の姿であり、その根源にあるのは、行政機関に対する市民の負託と信頼にほかならない。

よって、本市議会は、情報の開示と合わせ、議員の行政一般質問に対して真摯に向き合い、しっかりと意思疎通を図り、誠実に対応するよう強く求める。

以上、決議する。

令和6年3月4日

鴨川市議会